

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律
等の一部を改正する法律の概要
(平成23年12月2日法律第116号)

総務省

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度分の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額する等の改正を行う。

(具体的な内容)

- (1) 平成23年度分の地方交付税の総額に、震災復興特別交付税の額1兆6,635億円を加算する。
- (2) 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特例交付税とは異なる特例を設ける。
- (3) 震災復興特別交付税の額のうち、復興事業等の実施状況を勘案して定める額については、平成23年度に交付しないで、平成24年度に交付できることとする。
- (4) その他上記の改正に伴う規定の整備を行う。

<参考>東日本大震災からの復興の基本方針(抄)

平成23年7月29日

東日本大震災復興対策本部決定

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じては、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

施行期日 平成23年12月2日